2　締約国は、1に規定する場合には、この附属書に定める要件に適合する状況になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。

3　条約第五条に規定する寄港国による監督に関する手続は、この第十規則について適用する。

4　この第十規則のいかなる規定も、条約に明示的に定める操作の要件に係る監督を行う条約の締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。

第十一規則　違反の発見及びこの附属書の実施

1　締約国は、違反の発見及び環境の監視のためのあらゆる適当かつ実行可能な措置、報告のための適切な手続並びに証拠の蓄積を利用することにより、違反の発見及びこの附属書の実施について協力する。

2　締約国が任命し、又は権限を与える職員は、この附属書が適用される船舶について、当該船舶がこの附属書に違反してこの附属書の対象となる物質を排出したか否かを確認するため、当該締約国の港又は沖合の係留施設において調査を行うことができる。調査によりこの附属書の違反が明らかになった場合には、適当な措置がとられるよう、主管庁に対し報告書を送付する。

3　締約国は、船舶がこの附属書に違反してこの附属書の対象となる物質を排出したという証拠がある場合には、その証拠を主管庁に提供する。当該締約国の権限のある当局は、実行可能なときは、当該船舶の船長に対しその違反の疑いについて通報する。

4　報告を受けた主管庁は、3に規定する証拠を受領したときは、当該証拠に係る事案を調査するものとし、また、証拠を提供した締約国に対し、違反の疑いについての一層詳細な又は一層確実な証拠を提供するよう要請することができる。当該主管庁は、違反の疑いについて司法手続をとるために十分な証拠が存在すると認めるときは、自国の法令に従ってできる限り速やかに司法手続がとられるようにする。当該主管庁は、当該締約国及び国際海事機関に対し、当該主管庁がとった措置を速やかに通報する。

5　締約国は、また、この附属書が適用される船舶がこの附属書に違反してこの附属書の対象となる物質をいずれかの場所において排出したという十分な証拠を付して他の締約国から調査を要請される場合には、当該船舶が自国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設に入る時に当該船舶の調査を行うことができる。この調査に関する報告書は、条約に基づいて適当な措置がとられるよう、当該調査を要請した締約国及び主管庁に送付する。

6　船舶による海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制に関する国際法（執行及び保障措置に関する国際法であって、この附属書の適用及び解釈の時に効力を有しているものを含む。）は、必要な変更を加えて、この附属書に定める規則及び基準について適用する。

第三章　船舶からの排出の規制のための要件

第十二規則　オゾン破壊物質

1　この規則は、常に密封された設備については、冷媒補充口がない場合又はオゾン破壊物質を含む取り外し可能な構成部品がない場合には、適用しない。

2　第三規則1の規定が適用される場合を除くほか、オゾン破壊物質の意図的な排出は、禁止する。意図的な排出には、装置又は設備の維持、整備、修理及び廃棄の過程で生ずるものを含み、オゾン破壊物質を回収し、又は再利用することに伴う軽微な放出を含まない。締約国は、オゾン破壊物質の漏出により生ずる排出を、漏出が意図的であるか否かを問わず、規制することができる。

3.1　オゾン破壊物質（ハイドロクロロフルオロカーボンを除く。）を含んでいる設備の次の船舶への設置は、禁止する。

3.1.1　二千五年五月十九日以後に建造された船舶

3.1.2　二千五年五月十九日前に建造された船舶であって、二千五年五月十九日以後に当該設備の船舶への契約上の引渡しの日を有するもの又は当該設備の契約上の引渡しの日がない場合には、二千五年五月十九日以後に当該設備の船舶への実際の引渡しの日を有するもの

3.2　ハイドロクロロフルオロカーボンを含んでいる設備の次に掲げる船舶への設置は、禁止する。

3.2.1　二千二十年一月一日以後に建造された船舶

3.2.2　二千二十年一月一日前に建造された船舶であって、二千二十年一月一日以後に当該設備の船舶への契約上の引渡しの日を有するもの又は当該設備の契約上の引渡しの日がない場合には、二千二十年一月一日以後に当該設備の船舶への実際の引渡しの日を有するもの

3.2.3　この第十二規則に規定する物質及び当該物質を含んでいる設備は、船舶から搬出する場合には、適当な受入施設に引き渡す。

4　第六規則1の規定が適用される船舶は、オゾン破壊物質を含んでいる設備の一覧表を保持する。

5　第六規則1の規定が適用される船舶であって、オゾン破壊物質を含んでいる再充塡（てん）可能なシステムを有するものは、オゾン破壊物質記録簿を保持する。当該記録簿は、主管庁が承認した既存の航海日誌又は電磁的な記録システムの一部を構成することができる。

6　オゾン破壊物質記録簿への記載については、物質の質量を記録するものとし、次の事項について、そのつど、遅滞なく完了する。

7.1　オゾン破壊物質を含んでいる設備の全部又は一部の再充塡（てん）

7.2　オゾン破壊物質を含んでいる設備の修繕又は整備

7.3　大気へのオゾン破壊物質の次に掲げる排出

7.3.1　意図的な排出

7.3.2　意図的でない排出

7.4　陸上における受入施設へのオゾン破壊物質の排出

7.5　船舶へのオゾン破壊物質の供給

第十三規則　窒素酸化物（NO_x）

1.1　適用

この第十三規則の規定は、次のものについて適用する。

1.1.1　出力が百三十キロワットを超える船舶用ディーゼル機関であって、船舶に設置されるもの

1.1.2　出力が百三十キロワットを超える船舶用ディーゼル機関であって、二千年一月一日以後に主要な改造が行われるもの。ただし、当該機関が交換しようとする機関と同一のものへの交換であること又は当該機関が1.1.1の規定の対象となっていないことが主管庁に対して十分に立証される場合を除く。

1.2　この第十三規則の規定は、次のものについては適用しない。

1.2.1　船舶用ディーゼル機関であって、緊急の場合においてのみ使用されることを目的とするもの若しくは当該機関が設置されている船舶上で緊急の場合においてのみ使用することを目的とする装置若しくは設備に動力を供給することのみを目的とするもの又は救命艇に設置される船舶用ディーゼル機関であって、緊急の場合においてのみ使用するもの